

だい ぶ けいかく すいしん む 第3部 計画の推進に向けて

だい しょう けいかく すいしんたいせい 第1章 計画の推進体制

市民・関係団体・市（行政）等が手を携えながら、本計画の基本理念である「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」に向けた取り組みを進めます。市（行政）は、市長のトップマネジメントのもと、庁内関係各課が十分な連携を図り、総合的に障がい者福祉施策を推進します。

障がい者福祉施策における市の担当部署と主な所管事項

部署		主な所管事項
企画財政部	企画課	広報・ホームページの活用促進、人権意識の高揚
総務部	総務課	職員への啓発、障がい者の雇用推進、差別解消法窓口（職員）
	契約管財課	庁舎管理、障がい者就労施設からの受注の促進
市民経済部	くらし安全課	災害時の避難行動要支援者の保護、自主防災組織の充実
	市民課	消費生活相談の充実
	産業振興課	事業主への啓発、障がい者雇用意識の醸成
福祉部	福祉課	民生委員・児童委員との連携
	障がい福祉課	障がい者福祉の総括、各種障害者福祉サービスの提供、障がい者就労支援センターの運営、障がい者関係施設の調整、差別解消法窓口（一般）
	こども課	障がい児への支援、児童発達支援センターの運営、学童保育室への障がい児の受け入れ
健康推進部	健康づくり課	乳幼児への支援、健康づくり意識の啓発 各種検診の実施
	スポーツ振興課	障がい者スポーツの推進
	保険年金課	特定健康診査・保健指導の実施
都市計画部	都市計画課	福祉のまちづくりの推進
	建築開発課	バリアフリー住宅の普及
	道路課	道路環境の整備
教育部	学校教育課	特別支援教育の推進、人権教育の推進
	生涯学習課	文化・レクリエーション活動の推進、人権教育の推進